

東海村新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金 (令和4年度分)

～感染症予防対策を講じた事業者の方に補助金を支給します～

申請期間

令和4年6月1日(水)～令和5年3月31日(金)

※予算に達した場合は受付終了となりますので、お早めに申請ください。

補助対象経費

感染予防対策に必要な以下の経費

消耗品

- マスク(不織布製)
- フェイスシールド
- 使い捨て手袋
- 消毒液(漂白剤含む)
- 手洗い用洗剤
- ペーパータオル
- 防護服
- テイクアウト用容器
- 抗原検査・抗体検査キット

※消耗品は上記の品目のみが対象となります。

それ以外の品目(清掃用品, 布・衣類用除菌消臭スプレー, 除菌シート, ウエットティッシュ, 空間除菌用品等)は対象外です。

機器購入等

- 仕切り用アクリル板
- ビニールカーテン
- 非接触型温度計
- サーモカメラ
- 非接触型消毒液ディスペンサー
- 空気清浄機
- キャッシュレス決済用機器
- 二酸化炭素測定器
- 検査費用(PCR検査, 抗原検査, 抗体検査)

工事等

- 飛沫対策(パーテーション設置等)
- 換気設備の整備・改修(網戸・換気扇等)
- 手洗い場設置・改修
- 密集回避(テイクアウト・ドライブスルー導入等)

補助対象者

村内に店舗、事務所、工場を有する中小企業者

- ・いばらきアマビエちゃんの感染防止対策宣誓書を掲示
- ・村税に未納がない

補助対象事業期間

令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

※支払・納品・工事は3月31日までに完了してください。

補助限度額

10万円(補助率10/10)

※100円未満の端数は切り捨てとなります。

※申請内容の審査の結果, 補助金の交付額が申請額と異なる場合があります。

交付回数

1事業者1回限り

※R2年度及びR3年度に交付を受けている事業者も申請可。

